

○金融庁告示第六号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年一月二十七日

金融庁長官 井藤 英樹

一 特定社会基盤事業の種類

資金決済に関する法律第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

二 特定社会基盤事業者の名称

株式会社セブン・カードサービス

三 変更前の住所

東京都千代田区二番町四番地五

四 変更後の住所

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号丸の内センタービルディング

五 変更年月日

令和七年一月二十七日